

カタール国民健康保険制度について

2014年12月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Sheikh Zayed Road,
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كليرد و كو
CLYDE & CO

カタール・ナショナルビジョン 2030 には、カタール政府の目標として、世界水準の総合医療制度を築くことで、カタール国民健康保険の改善を目指すことが掲げられています。この目標達成へ向け、全市民、居住者、渡航者に適用される国民健康保険制度が、五段階に分かれて導入されています。まず、2013 年 7 月に第 1 段階、続いて 2014 年 4 月に第 2 段階が実施されました。第 2 段階の実施に伴い、健康保険スキームは、アラビア語で‘健康’を意味する‘Seha’に改名されました。Seha は、社会健康保険制度に関する 2013 年法第 7 号（健康保険法）により制定されました。Seha は、社会健康保険制度に関する 2013 年法第 7 号の実施規則を発令した 2013 年保健省決議第 22 号（実施規則）に則り規制されています。

健康保険法第 5 条に基づき、最高保険評議会（以下「SCH」）が Seha の監督、開発の責任を担っています。また、これとは別に、Seha の「実施と管理」については、健康保健法第 19 条に基づき、国民健康保険公社（以下「NHIC」）がその責任を担っています。NHIC (www.nhic.qa) は、SCH の代表者、財務大臣、労働・社会政策大臣、内務大臣、中央市議会、民間セクターの代表者 2 人で構成される取締役会を持つ政府機関です。

NHIC の権力については、健康保険法第 20 条および実施規則で定められています。

NHIC は、主要な実務手続きおよび NHIC の機能体型構築の支援を担う第三者管理機関としてアル・ハリージ・タカフル社を任命しました。また、Aetna および GlobeMed の 2 社が、第三者管理機関の専属協力会社（下請会社）として任命されました。

実施

Seha は、2015 年までに以下の 5 段階にわけて導入される予定です。:

段階	施行日	対象グループ	対象分野	ネットワークにおける医療サービス提供者
1	2013 年 7 月	12 歳以上のカタール国民女性	婦人科、産科、妊娠など女性の健康に関する医療	<ol style="list-style-type: none"> 1. HMC 婦人病院 2. アル・エマディ病院 3. ドーハ・クリニック病院 4. アル・アーリ病院 5. アル・ワクラ病院 6. キューバン病院 7. アル・コール病院
2	2014 年 4 月	すべてのカタール国民	全サービス	指定のハマド医療法人(HMC)および民間医療機関
3	2014 年第 3 四半期	すべてのカタール国民	全サービス	指定の HMC および民間医療機関(拡張ネットワーク)
4	2015 年第 1 四半期	すべてのカタール国民、事務系職の駐在員、渡航者	全サービス	指定の HMC および民間医療機関
5	2015 年(時期未定)	すべてのカタール国民、事務系や技術系の駐在員、渡航者	全サービス	指定の HMC および民間医療機関と三つの特定独身男性労働者向け専門病院

SCH は、駐在員（自国民以外）は、居住許可の更新時に、雇用主あるいはスポンサーにより保険料が支払われることによって、Seha に加入できるとしています。

Seha の受益者は、公営医療機関、民間医療機関の両方で医療サービスを受けることが可能です。Seha のネットワークには現在、73 の医療機関が含まれており、そのうち四つが公営で、残りはすべて民間医療機関です。

SCH は、最終的にカタールのすべての医療機関を Seha ネットワークに参加させることを目指しています。

SCH は、2014 年 9 月 21 日までの Seha 導入の第 1、第 2 段階のうちに、40 万回を超える医療機関の利用を見込んでいます。

実施規則

実施規則には、Seha の実施とその参入者に適用される数々の条件が設けられています。

実施規則第 16 条は、健康保険提供者は、カタール国内で営業し、カタールの政府機関により認可を得なければならないと定めています。

さらに、16 条は、健康保険提供者は「国内の受益者に提供される医療サービスを、単独あるいは共同で、経営あるいは管理してはならない」と定めています。

特に注目すべき点として、実施規則は、患者の秘密保持についてさまざまな条項を設けており、第 32 条では苦情申し立ての手続きについても定めています。

健康保険料

保険料については、まだ決定されていません。民間企業の雇用主など市場参入者は、この点に関するガイダンスを待ちわびています。

健康保険法第 13 条は、政府はカタール国民の健康保険料を負担する義務があると定めています。さらに、政府は、湾岸協力会議(GCC)加盟国の国民に対しても健康保険料を負担するものと見込まれますが、健康保険法に、これを明確に定める条項はありません。

雇用主およびスポンサーは、被雇用者（および扶養家族）、被支援者の健康保険料を支払

う義務を負います。渡航者は、カタール滞在期間中の健康保険料を自己負担しなければなりません。

第 18 条は、雇用主およびスポンサーが、被雇用者（および扶養家族）や被支援者から保険料を回収することを禁じています。

健康保険料額は、健康保険法第 12 条に基づき実施規則で定められた料率と算出方法により「一般的に認められた数理原則」に基づかなければなりません。第 14 条に則り、SCH が健康保険料の設定に対し責任を担います。

実施規則第 2 条は、健康保険料の設定に際し、年齢、性別、過去の病歴あるいは、ほかの危険要素を理由に受益者を差別してはならないと定めています。保険料は、数理的予測に加え、あらゆる医療活動の費用に対する割合として支払われなければなりません。ただし、保険料に利益を含むことはできません。

第 1 段階と第 4 段階までの導入期間中に、Seha と民間健康保険契約が並行して有効となる期間があります。SCH は、この期間中に雇用主は、既存の健康保険プランと Seha の被雇用者に対するカバレッジを調整することができるとしています。SCH は、導入期間中の医療費の値上げを防止するため、Seha の導入が完了するまで、民間医療機関が提供する医療サービスの値上げの一時禁止を命じました（SCH サーキュラー 2013 年第 7 号）。

基本医療と追加医療

健康保険法第 1 条は「基本医療」と「追加医療」を区別しています。基本医療とは「本法の規定に基づき、受益者に提供されるべき一定の医療サービス」と定義されており、追加医療とは「本法の規定に基づき、基本医療に加えて受益者に提供され得る一定の医療サービス」と定義されています。

実施規則第 28 条は、NHIC が「基本医療に対する保険を提供する唯一の機関である」と定めています。つまり、すべての基本医療に対する保険カバーを提供できるのは唯一 NHIC だけです。

認可を受けた健康保険会社は、追加医療に対する保険カバーに限り販売が可能です。

基本医療に含まれるサービスは、表 1 のカタール在住者の国籍および居住資格に基づき区別されます。

追加医療に含まれるサービス（つまり基本医療に含まれないサービス）は、Seha に保険会社がどこまでできるかを決定する鍵となります。NHIC が追加医療サービスに対する保険カバーを提供するか否かは、まだ明らかではありません。

表 1

カタール国民	居住者(自国民以外)	渡航者
1. 一般医療	1. 一般医療	1. 救急救命
2. 予防医療	2. 予防医療	
3. 救急救命	3. 救急救命	
4. 入通院	4. 入通院	
5. 臨床検査、放射線、検診	5. 臨床検査、放射線、 検診	
6. 妊産婦医療	6. 妊産婦医療	
7. 薬剤処方	7. 薬剤処方	
8. 基本的な歯科および眼科医療	8. 基本的な歯科および 眼科医療	
9. 神経障害・疾患の治療	9. 神経障害・疾患の治療	
10. 在宅医療	10. 在宅医療	
11. 言語障害、業務上の疾患、苦痛緩和治療	11. 言語障害、業務上の疾患、 苦痛緩和治療	
12. 臓器移植		
13. 末期緩和治療		
14. 耐久医療器機		
15. 不妊治療、避妊		

注: 本記事で言及するカタール法はすべてアラビア語で発布されたものであり、公式な翻訳はありません。本記事作成にあたり、Clyde & Co は、カタール法、規則、市場慣習の内容に合致する独自の翻訳を用いました。

詳細情報

本記事の内容に関し、さらなる情報をお求めの方は、下記までお問い合わせください。

Wayne Jones

パートナー

E: wayne.jones@clydeco.com

巻田隆正

リーガルダイレクター

E: takamasa.makita@clydeco.com

Ramiz Shlah

アソシエイト

E: ramiz.shlah@clydeco.com

Clyde & Co LLP

PO Box 7001, Level 15, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, UAE

T: +971 4 384 4000

F: +971 4 384 4004

本記事の内容をご参照いただく際には、専門家にご相談ください。

本記事の一部あるいは全文を Clyde & Co LLP の許可なく使用、転載、検索システムに保存、いかなる形式、方法による電子的、機械的、コピー機による複製することを禁じます。

*Clyde & Co LLP, Clyde & Co Technical Services JSC および Abdulaziz Al-Bosaily 法律事務所は Clyde & Co LLP の提携事務所です。

Clyde & Co LLP は、英国およびウェールズに登録する有限責任事業組合で、弁護士規制曲の取り締まりを受けています。